



愛媛県報

発行 愛 媛 県

平成22年 4月30日金曜日 第2162号外 1

◇ 目 次 ◇
規 則

愛媛県訓練手当支給規則の一部を改正する規則..... 1

規 則

○愛媛県規則第30号

愛媛県訓練手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年 4月30日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

第 1 条 愛媛県訓練手当支給規則（昭和41年愛媛県規則第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（支給対象者）</p> <p>第 3 条 訓練手当は、県内の公共職業安定所長の指示により、公共職業能力開発施設を行う職業訓練を受けている次の各号のいずれかに該当する求職者及び職場適応訓練を受けている次の各号のいずれかに該当する求職者（以下「支給対象者」という。）に対して支給する。</p> <p>(1)～(10) 省略</p> <p>(11) <u>北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成14年法律第143号）第3条第2項に規定する帰国被害者等であつて本邦に永住する意思を決定したと認められる日から起算して10年を経過していないもの及び同項に規定する帰国した被害者であつてその配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</u>、子及び孫が北朝鮮内にとどまっていること等永住の意思を決定することにつき困難な事情があると認められるもの</p> <p>(12)～(15) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>（訓練手当の申請及び認定等）</p> <p>第 9 条 訓練手当の支給を受けようとする者は、訓練手当受給資格認定申請書（様式第1号。以下「認定申請書」という。）を当該職業訓練を行う施設の長（当該職業訓練が職場適応訓練であるときは、当該職場適応訓練を行う事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長。以下同じ。）を経由して、知事に提出しなければならない。ただし、職場適応訓練を受ける求職者にあつては、基本手当、受講手当及び寄宿手当に係る認定申請書に代えて、愛媛県職場適応訓練委託規則（昭和39年愛媛県規則第3号。以下「委託規則」という。）第4条第1項に規定する職場適応訓練申込書を提出することができる。</p> <p>2～5 省略</p> <p>附 則</p>	<p>（支給対象者）</p> <p>第 3 条 訓練手当は、県内の公共職業安定所長の指示により、公共職業能力開発施設を行う職業訓練を受けている次の各号のいずれかに該当する求職者及び職場適応訓練を受けている次の各号のいずれかに該当する求職者（以下「支給対象者」という。）に対して支給する。</p> <p>(1)～(10) 省略</p> <p>(11) <u>北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成14年法律第143号）第3条第2項に規定する帰国被害者等であつて本邦に永住する意思を決定したと認められる日から起算して5年を経過していないもの及び同項に規定する帰国した被害者であつてその配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</u>、子及び孫が北朝鮮内にとどまっていること等永住の意思を決定することにつき困難な事情があると認められるもの</p> <p>(12)～(15) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>（受給手当の申請及び認定等）</p> <p>第 9 条 訓練手当の支給を受けようとする者は、訓練手当受給資格認定申請書（様式第1号及び様式第1号の2）（以下「認定申請書」という。）を当該職業訓練を行う施設の長（当該職業訓練が職場適応訓練であるときは、当該職場適応訓練を行う事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長、以下同じ。）を経由して、知事に提出しなければならない。ただし、職場適応訓練を受ける求職者にあつては、<u>認定申請書のうち様式第1号は愛媛県職場適応訓練委託規則（昭和39年愛媛県規則第3号。以下「委託規則」という。）第4条第1項の規定により提出する職場適応訓練申込書で足りるものとする。</u></p> <p>2～5 省略</p> <p>附 則</p>

4 省略

5 平成22年4月1日から平成24年3月31日までの間に職業訓練を受けた支給対象者に係る当該期間における受講手当の日額についての第5条第2項の規定の適用については、同項中「500円」とあるのは、「700円」とする。

様式第1号(第9条関係) 訓練手当受給資格認定申請書

様式第1号(その1)

訓練手当受給資格認定申請書 (基本手当・受講手当・寄宿手当関係)					
省略					
③ 省略	省略				
	(4) 訓練受講指示の根拠	雇用対策法施行規則(昭和41年労働省令第23号)第2条	省略		
	省略	省略			
職業訓練を行う施設の長の確認欄	種類	ア 雇用保険基本手当又は雇用保険傷病手当	イ 雇用保険日雇労働者給付金	ウ 国家公務員等失業者退職手当	エ ア～ウに相当する地方公共団体が支給する給付
	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	金額				
	受給期間				
	(6) 駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和33年法律第158号)該当者の有無	省略			
	(7) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第40条の規定による特例一時金受給の有無	省略			
省略					

(注意) 省略

様式第2号(第9条関係) 訓練手当受給資格認定書

省略

(注意) 1 省略

2 住所、氏名、家族の状況、通所方法その他訓練手当受給資格認定申請書(様式第1号)を提出する際に申請書に記入した事項に変更があった場合には、速やかに届け出てください。なお、事実を秘して不正に訓練手当を受給し、又は受給しようとした場合には、不正があつた日以後訓練手当の支給を中止することになります。

第2条 愛媛県訓練手当支給規則の一部を次のように改正する。

様式第1号(その1)の次に次のように加える。

4 省略

様式第1号(第9条関係)

訓練手当受給資格認定申請書						
省略						
③ 省略	省略					
	(4) 訓練受講指示の根拠	雇用対策法施行規則	第2条		省略	
	省略	省略				
職業訓練を行う施設の長の確認欄	種類	イ 雇用保険基本手当(日雇労働者給付金を含む。)	ロ 船員失業保険金	ハ 沖縄法相当給付	ニ 国家公務員等失業者退職手当	ホ イ～ニに相当する地方公共団体が支給する給付
	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	金額					
	受給期間					
	(6) 駐留軍離職者等臨時措置法	該当者の有無				省略
	(7) 雇用保険法	第40条の規定による特例一時金受給の有無				省略
省略						

(注意) 省略

様式第2号(第9条関係)

省略

(注意) 1 省略

2 住所、氏名、家族の状況、通所方法その他訓練手当受給資格認定申請書(その1及びその2)を提出する際に申請書に記入した事項に変更があった場合には、速やかに届け出てください。なお、事実を秘して不正に訓練手当を受給し、又は受給しようとした場合には、不正があつた日以後訓練手当の支給を中止することになります。

様式第1号(その2)

訓練手当受給資格認定申請書(通所手当関係)							年 月 日
愛媛県知事 様		申請者 住所 氏名					(印)
通所手当の支給を受けたいので、次により申請します。							
通所の開始年月日				年 月 日			
順路	通所方法の別	区間	距離(概算)	所要時間(概算)	乗車券等の種類	左欄の乗車券等の額	備考
1		住居 から (経由) まで	キロメートル .	時間 分 .		円	
2		から () まで	.	.		円	
3		から () まで	.	.		円	
4		から () まで	.	.		円	
5		から () まで	.	.		円	
		から () まで	.	.		円	
他に利用できる交通機関等の名称及び利用区間等				総通所距離(概算)		キロメートル .	
				総所要時間(概算)		時間 分 .	
				時間分・平均1箇月間の運賃等の負担額		円	
通所経路略図(経路朱線)			記入上の注意 1 この申請書には、通常行っている通所の実情のみを記入し、例外的な方法等は記入しないでください。 2 記名押印に代えて署名することができます。 3 「通所方法の別」欄には、通所の順路に従い、徒歩、自動車、電車、バス等の別を記入してください。 4 「乗車券等の種類」欄には、1箇月定期、10枚つづり回数券、優待乗車券等の別を記入してください。 5 「左欄の乗車券等の額」欄には、1箇月定期の額、10枚つづり回数券の額等乗車券等に必ずる額を記入してください。 6 「備考」欄には、定期券を持たない理由、回数券の片道及び月間の使用枚数等を記入してください。 7 往路と復路の異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入してください。 8 印欄には、記入しないでください。				
職業訓練を行う施設の長の確認欄	該当		順路	算出の基礎となる交通機関等		定期券、回数券その他の別	1箇月の運賃等の額
	1	交通機関等利用		交通機関等の名称	利用区間		
	2	自動車等使用(通所不便の者)	1				円
	3	自動車等使用(2以外の者)	2				円
	4	1と2の併用	3				円
	5	1と3の併用	4				円
	非該当理由:			5			円
以上のとおり進達します。		1箇月の運賃等の額の総額				円	
年 月 日		職業訓練を行う施設の所在地 (職業訓練を行う施設の長の職氏名) (印)					

様式第 1 号の 2 を削る。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県訓練手当支給規則第 3 条の規定は、平成22年 3 月18日から適用する。

(経過措置)

- 3 この規則施行の際現に改正前の愛媛県訓練手当支給規則様式第 1 号及び様式第 1 号の 2 の規定により提出されている書類は、改正後の愛媛県訓練手当支給規則様式第 1 号 (その 1) 及び同様式 (その 2) の規定により提出された書類とみなす。